

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〇 賃金業の規制等に関する法律第三十七條第一項の規定に基づく登録の取消し	一	〇 右同	三
〇 指定居宅サービス事業者の指定	一	〇 右同	三
〇 指定居宅介護支援事業者の指定	二	〇 右同	四
〇 指定介護療養型医療施設の指定	三	〇 右同	四
〇 開発行為に関する工事の完了	三	〇 右同	四
〈公 告〉		〈監査委員公告〉	
〇 監査結果公告	一	〇 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告	四

告 示

奈良県告示第四百一号

賃金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七條第一項の規定により、次の者の登録を取り消した。

平成十五年十一月二十五日

奈良県知事 柿本善也

一 被処分者

商号又は名称 エンドルカンパニー

氏名 林 政勝

主たる営業所の所在地 奈良市秋篠町二二九四番地の一 県住平城団地二一三〇二

公 告

登録番号 奈良県知事（三）〇〇八四七号
 登録年月日 平成十二年十一月二十二日
 二 処分年月日
 平成十五年十一月十八日

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一條第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定しました。
 平成十五年十一月二十五日
 奈良県知事 柿本善也

指定居宅サービス事業者の氏名又は名称	指定居宅サービス事業者の住所又は主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
ヒューマンズ・メデイカル西日本株式会社	奈良市法蓮町四二二一	訪問介護ステーションいきいき	磯城郡田原本町幸町一四一	訪問介護	平成十五年十月一日
社会福祉法人協同福祉会	大和郡山市宮堂町青木一六〇一七	あすなら苑	大和郡山市宮堂町青木一六〇一七	訪問介護	平成十五年十月一日
医療法人新生会	奈良市右京一三三三	訪問看護ステーションあさがお	奈良市右京四一四二八	訪問看護	平成十五年十月一日

特定非営利活動法人在宅介護センター奈良	北葛城郡広陵町馬見南三ー一六	デイサービスセンター	生駒郡平群町榎原七八〇	通所介護	平成十五年十月一日
医療法人力ワサキ内科	大和郡山市今国府町三八五ー一	医療法人力ワサキ内科	大和郡山市今国府町三八五ー一	通所リハビリテーション	平成十五年十月一日
和田信弘	大阪府堺市中三国ヶ丘町二ー一三三	弘仁会南和病院	吉野郡大淀町福神一ー一八	短期入所療養介護	平成十五年十月一日
医療法人藤和会	大和郡山市北都山町一〇四	グループホームなごやか	大和郡山市北都山町三一〇	痴呆対応型共同生活介護	平成十五年十月一日
合資会社クリーンケア	橿原市土橋町一八九ー五	クリーンケアセンター	橿原市土橋町一八九ー五	福祉用具貸与	平成十五年十月一日
医療法人菊川医院	橿原市上品寺町三八〇ー二二	介護支援きくかわ	橿原市上品寺町三八〇ー二二	福祉用具貸与	平成十五年十月一日
コシオ力産業株式会社	大阪府東大阪市近江堂二一一一七	コシオ力産業株式会社	香芝市良福寺三八一ー一	福祉用具貸与	平成十五年十月一日

ふくろうケアサポート 有限会社	橿原市地黄町三〇二ー四八	デイホーム ふくろう	橿原市地黄町三〇二ー四八	通所介護	平成十五年十月十五日
ホームケア株式会社	奈良市法蓮町五二八ー一	ホームケア株式会社奈良 良デイサービスセンター	奈良市法蓮町四三三	通所介護	平成十五年十月二十日

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定しました。
平成十五年十一月二十五日

奈良県知事 柿本善也

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社川西ウイング	橿原市中曾司町四二六番二一	有限会社川西ウイング	橿原市中曾司町四二六番二一	平成十五年十月一日
特定非営利活動法人ポニーの里をつくろう会	高市郡高取町市尾二四五番地	在宅介護センターポニーの里	高市郡高取町市尾二四五番地	平成十五年十月一日
有限会社笑み	北葛城郡広陵町安部六九九ー一	有限会社笑み	北葛城郡広陵町安部六九九ー一	平成十五年十月十五日

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号の規定により、指定介護療養型医療施設を次のとおり指定しました。

平成十五年十一月二十五日

奈良県知事 柿本善也

指定介護療養型医療施設の開設者の名称	指定介護療養型医療施設の開設者の主たる事務所の所在地	指定介護療養型医療施設設の名称	指定介護療養型医療施設設の所在地	指定年月日
和田信弘	大阪府堺市中区三国ヶ丘町二一―一三三	弘仁会南和病院	吉野郡大淀町福神一―一八	平成十五年十月一日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十五年十一月二十五日

奈良県知事 柿本善也

- 一 許可番号
平成十五年八月二十八日第七二―一六号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十五年十一月十七日第五九二六号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十五年十一月十七日第三七九九号
- 三 開発区域に含まれる地域
磯城郡川西町大字下永二二五六番地ノ一二の一部、一二五六番地ノ一三の一部、一二五九番地ノ一の一部、一二五九番地ノ九の一部、一二五九番地ノ一〇、一二五九番地ノ一一、一二六一番地ノ五、一二六一番地ノ六の一部及び一二六一番地ノ七
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

- 五 公共施設の種類、位置及び区域
道路 磯城郡川西町大字下永二二六一番地ノ六の一部
植田直朗

- 一 許可番号
平成十五年六月四日第七〇―一六六号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十五年十一月十七日第五九二七号
- 三 開発区域に含まれる地域
五條市今井五丁目七番地の一部、一―番地ノ一、二―番地の一部、一三番地、一四番地、二〇番地の一部、二―番地ノ一の一部、二―番地ノ四及び二―番地ノ五
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号
株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎

- 一 許可番号
平成十五年六月三十日第七二―一三三号
平成十五年十月三日第七二―一三三―一号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十五年十一月十八日第五九二八号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十五年十一月十八日第三八〇〇号
- 三 開発区域に含まれる地域
橿原市雲梯町一番地ノ一、六番地、七番地及び八番地の各一部並びに忌部町二七六番地ノ一の一部、二八〇番地ノ一の一部、二八〇番地ノ二、二八一番地の一部、二八二番地ノ二、二八五番地の一部及び二八六番地の一部
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
橿原市雲梯町五九四番地
三和澱粉工業株式会社

代表取締役 森本俊一
 五 公共施設の種類、位置及び区域
 道路 橿原市雲梯町一番地ノ一の一部及び忌部町二七六番地ノ一の一部

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。
 平成十五年十一月二十五日

一 許可番号
 奈良県知事 柿本善也

二 検査済証番号
 平成十五年九月三十日郡土第二四一三三号

三 開発行為に関する工事の検査済証
 平成十五年十一月十日郡土第三六九号

四 開発区域に含まれる地域
 大和郡山市筒井町六三五番地ノ一の一部、六三五番地ノ三の一部及び六三五番地ノ

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東京都千代田区神田小川町二丁目一〇番地一六
 株式会社総研ビー・エイチ企画 代表取締役社長 内河寛

一 許可番号
 平成十五年九月十六日郡土第二四一二八号

二 検査済証番号
 平成十五年十一月六日郡土第三六八号

三 開発行為に関する工事の検査済証
 平成十五年十一月六日郡土第三六八号

四 開発区域に含まれる地域
 生駒市東山町二一一番地ノ一〇及び小平尾町二〇四三番地ノ八

開発許可を受けた者の住所及び氏名
 生駒市萩の台五丁目一番地五号棟二〇三号
 山田義河

監査委員公告

監査結果公告

監 第 11 号
 平成15年11月25日
 奈良県監査委員 大倉 潔
 奈良県監査委員 中 嶋 實
 奈良県監査委員 浅 川 清
 奈良県監査委員 飯 田 正

地方自治法第199条第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき下記のとおり公表します。

記

奈良県土地開発公社 平成15年10月10日執行
 奈良県道路公社 平成15年10月10日執行
 奈良県住宅供給公社 平成15年10月10日執行
 財団法人奈良県文化事業団 平成15年10月27日執行
 財団法人奈良県生活衛生営業指導センター 平成15年10月29日執行
 財団法人奈良県暴力団追放県民センター 平成15年10月29日執行
 財団法人なら・シルクロード博記念国際交流財団 平成15年11月5日執行
 財団法人奈良県中小企業支援センター 平成15年11月5日執行
 財団法人奈良県林業基金 平成15年11月5日執行

県が出資している上記の団体の事業は、所期の目的に沿って運営され、出納その他の事務についても、おおむね適正に処理されていると認められた。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成15年11月25日

奈良県監査委員 大 倉 潔
 奈良県監査委員 中 篤 男
 奈良県監査委員 浅 川 清 仁
 奈良県監査委員 飯 田 正

地域政策課

監査の結果

通勤手当の過払いについて

(注意事項)

通勤手当の認定において、経済的かつ合理的な通常の通勤経路への認定替えが
 されていなかったため、過払いが認められた。

過払いについては戻入処理等を速やかに行うとともに、今後の事務処理に充分
 留意すべきである。

措置の内容

当該職員の通勤経路を経済的かつ合理的な経路に認定替えを行うとともに、通勤手
 当の平成15年度の過払額については、平成15年8月分給与で調整するとともに、
 平成14年度以前の過払いについては、9月9日に全額返納した。

また、再発を防止するため、全職員の通勤方法と支給額の再確認を行った。

措置結果通知日 平成15年9月9日

国際課

監査の結果

通勤手当の認定誤りについて

(注意事項)

通勤手当の認定において、一部不適正な処理が認められた。

適正に処理するとともに、今後の事務処理に充分留意すべきである。

措置の内容

通勤手当の過払い額については、平成15年6月26日までに全額返納した。

今後、通勤手当の認定事務については、規則を遵守し適正な処理に努める。

措置結果通知日 平成15年10月22日

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三條栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。